



## ~心をひとつに~ 2015年6月号(第39号)

「四つ葉のクローバー新聞~心をひとつに!~」をお届けします。

この新聞では、山元町や地域包括支援センターをはじめ、山元町社会福祉協議会「やまもと復興応援センター」の復興応援活動、そのほか様々な情報をお伝えしています。

# 心をひとつに! 『やまもと復興応援センター』

今回は、山元町内で活動してくれている支援団体さんの紹介をしたいと思います!

#### 5月15日(日)

旧坂中仮設集会所に東 北大学地域復興プロジェクト"HARU"さんの足湯がやってきました!!東北年の13年の 6月から山元町内の仮活動を 6月から団体さんが活動したさんが活動したさんが活動した。 11年の日は6名の皆さんが活動した。 12年の日は6名の皆さんが活動した。





#### ・・防 災 士 ひとことコラム・・【 受 援 力 ① ~じゅえんりょく~】

大規模な災害が発生すると、数多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけて救援や復興の協働に大きな力を発揮します。その協働には被災地コミュニティとボランティア集団との連携がとても重要になってきます。その時に必要なのが、ボランティアの『支援力』とともに被災地の『受援力』です。この受援力の向上により、ボランティアの力がより引き出されるのです。

ところで、『受援力』という言葉をご存じですか?

簡単に言うと支援してくれる人に、わかりやすく「たすけて!」と発信することです。疲れた人が『助けて』といい、役に立ちたい人が手を差し伸べる。この輪が大きくなれば、社会にプラスの循環が生まれます。

・・次回からこの『受援力の高め方』について、お話していきたいと思います。



## プレハブ・みなし仮設住宅の入居期間について

第3回:提出期限

仮設住宅の入居期間は基本的に 5 年間となりますが、山元町が整備している新市街地や新市街地以外に住宅を建てようとしている方は、入居期間の延長ができます。前号でもお知らせしましたとおり、特定延長の申請は平成 27 年 6 月 30 日までとなります。期限までに申請しなかった場合、仮設住宅の入居期間は 5 年間となりますので、お忘れの無いようご注意ください。

### 【特定延長が承認と<u>なった場合</u>の入居期間】

最長で平成 29 年 3 月 31 日まで

### 【特定延長が承認とならなかった場合の入居期間】

◎プレハブ仮設住宅

仮設住宅名	入居期間		
旧坂元中学校	平成 28 年 4月 29 日まで		
町民グラウンド	平成 28 年 5月 18日まで		
ナガワ仙台工場	平成 28 年 6 月 5 日まで		
高瀬西石山原	平成 28 年 5月 31 日まで		
浅生原内手	平成 28 年 5 月 28 日まで		
浅生原箱根	平成 28 年 6 月 2 日まで		
浅生原東田	平成 28 年 6月 17日まで		
中山熊野堂	平成 28 年 7月 19 日まで		

#### ◎みなし仮設住宅

5年間(各契約の始期から 5年間となり、終期はそれぞれ異なります。) お問い合わせ 被災者支援室 Ta 29-8003

## ・・平成27年度 山元町健康相談会【6月】・・

中山熊野堂	4日(木)	町民グラウンド	9日(火)
旧坂元中学校	26日(金)		

場所: 各仮設住宅集会所

時間:10:00~12:00

お問い合わせ 地域包括支援センター EL37-3901

四つ葉のクローバー新聞 2015年6月号 (通算第39号) 2015年6月1日発行発行:山元町 編集:やまもと復興応援センター

☆山元町被災者支援室 電話 0223-29-8003 http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/☆やまもと復興応援センター(山元町社会福祉協議会) 電話&FAX 0223-35-6223